

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 埼玉県  
（氏名） A

上記被審人に対する令和3年度（判）第3号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官美濃口真琴、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金698万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和3年12月8日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和3年10月7日

金融庁長官 中島 淳一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、

- (1) 東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」という。）に上場されている住友大阪セメント株式会社（以下「住友大阪セメント」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成30年12月12日午後1時37分頃から同日午後1時48分頃までの間、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、B証券株式会社（以下「B証券」という。）を介し、先に、最良買い気配に複数の買い注文を発注した上で、最良売り気配に複数の売り注文を発注して売り板を厚くすることで既に発注していた自らの買い注文を約定させ、次に、最良買い気配に複数の買い注文を発注して買い板を厚くすることで、売り板を厚くしていた自らの売り注文を約定させることを繰り返すなどの方法により、同株式合計8,300株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計30,700株を買い付ける一方、同株式合計12,800株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計30,300株を売り付け、
- (2) 東証一部に上場されている九州旅客鉄道株式会社（以下「九州旅客鉄道」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成30年12月20日午前9時12分頃から同日午前9時22分頃までの間、東京証券取引所において、B証券を介し、上記同様の方法により、同株式合計36,100株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計40,400株を買い付ける一方、同株式合計32,400株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計43,000株を売り付け、
- (3) 東証一部に上場されている株式会社バンダイナムコホールディングス（以下「バンダイナムコホールディングス」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成31年1月10日午前9時16分頃から同日午後2時3分頃までの間、東京証券取引所において、B証券を介し、上記同様の方法により、同株式合計31,000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計58,400株を買い付ける一方、同株式合計32,300株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計62,000株を売り付け、
- (4) 東証一部に上場されている株式会社イズミ（以下「イズミ」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成31年2月5日午前10時6分頃から同日午前10時17分頃までの間、東京証券取引所において、C証券株式会社（以下「C証券」という。）を介し、上記同様の方法により、同株式合計200株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計34,900株を買い付ける一方、同株式合計14,000株の売付けの委託を行うとともに、同株

式合計 35,100 株を売り付け、

(5) 東証一部に上場されている大成建設株式会社（以下「大成建設」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、令和元年6月28日午前9時9分頃から同日午前9時53分頃までの間、東京証券取引所において、D証券株式会社（以下「D証券」という。）を介し、E名義で、上記同様の方法により、同株式合計 64,300 株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計 40,300 株を買い付ける一方、同株式合計 37,500 株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計 35,400 株を売り付け、

(6) 東証一部に上場されているAGC株式会社（以下「AGC」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、令和元年7月1日午前9時57分頃から同日午後1時48分頃までの間、東京証券取引所において、D証券を介し、E名義で、上記同様の方法により、同株式合計 52,500 株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計 88,100 株を買い付ける一方、同株式合計 107,100 株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計 86,200 株を売り付け、

(7) 東証一部に上場されている株式会社小糸製作所（以下「小糸製作所」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、令和元年8月21日午前10時51分頃から同日午前11時4分頃までの間、東京証券取引所において、B証券を介し、F名義で、上記同様の方法により、同株式合計 11,200 株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計 32,600 株を買い付ける一方、同株式合計 17,900 株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計 35,700 株を売り付け、

もって、それぞれ、自己の計算において、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、東証一部における上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

## 2 法令の適用

法第174条の2第1項、第7項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項、金融商品取引法施行令第33条の12第1号、第33条の13第1号

## 3 課徴金の計算の基礎

### (1) 別表に掲げる住友大阪セメント株式に係る取引について

ア 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、30,700 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量 30,300 株に、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（4,710 円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされ

る当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量1,600株を加えた31,900株であることから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（30,700株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (4,695 \text{ 円} \times 4,500 \text{ 株} + 4,700 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 4,710 \text{ 円} \times 23,400 \text{ 株} \\ & \quad + 4,715 \text{ 円} \times 800 \text{ 株}) \\ - & (4,690 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株} + 4,695 \text{ 円} \times 1,800 \text{ 株} + 4,700 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ & \quad + 4,705 \text{ 円} \times 25,000 \text{ 株} + 4,710 \text{ 円} \times 300 \text{ 株} + 4,715 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ = & 128,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（31,900株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（30,700株）を超えていることから、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格（4,247円）に当該超える数量1,200株（売付け等の数量31,900株－買付け等の数量30,700株）を乗じて得た額を控除した額

$$\begin{aligned} & (4,695 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 4,705 \text{ 円} \times 700 \text{ 株}) \\ - & (4,247 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株}) \\ = & 544,600 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額672,600円となる。

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、670,000円となる。

(2) 別表に掲げる九州旅客鉄道株式に係る取引について

ア 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は43,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は40,400株であることから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（40,400株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算に

よる当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(3,755円×1,800株+3,765円×1,900株+3,770円×4,200株  
+3,780円×20,000株+3,790円×12,500株)

－ (3,750円×1,500株+3,755円×1,500株+3,765円×600株+3,770円  
×300株+3,775円×13,500株+3,785円×22,000株+3,790円×1,000  
株)

= 51,500円

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(43,000株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(40,400株)を超えていることから、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格(3,495円)に当該超える数量2,600株(売付け等の数量43,000株－買付け等の数量40,400株)を乗じて得た額を控除した額

(3,755円×2,600株)

－ (3,495円×2,600株)

= 676,000円

の合計額727,500円となる。

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、720,000円となる。

(3) 別表に掲げるバンダイナムコホールディングス株式に係る取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は62,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は58,400株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(58,400株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(4,680円×21,000株+4,690円×3,000株+4,695円×100株

+4,705円×900株+4,735円×17,800株+4,740円×4,200株

$$\begin{aligned}
& +4,745 \text{ 円} \times 2,400 \text{ 株} + 4,755 \text{ 円} \times 9,000 \text{ 株} \\
- & (4,675 \text{ 円} \times 19,000 \text{ 株} + 4,685 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 4,700 \text{ 円} \times 1,400 \text{ 株} \\
& + 4,710 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 4,715 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 4,730 \text{ 円} \times 16,400 \text{ 株} \\
& + 4,750 \text{ 円} \times 17,000 \text{ 株}) \\
= & 82,000 \text{ 円}
\end{aligned}$$

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 (62,000 株) が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量 (58,400 株) を超えていることから、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最低の価格のうち最も低い価格 (4,455 円) に当該超える数量 3,600 株 (売付け等の数量 62,000 株 - 買付け等の数量 58,400 株) を乗じて得た額を控除した額

$$\begin{aligned}
& (4,735 \text{ 円} \times 3,600 \text{ 株}) \\
- & (4,455 \text{ 円} \times 3,600 \text{ 株}) \\
= & 1,008,000 \text{ 円}
\end{aligned}$$

の合計額 1,090,000 円となる。

(4) 別表に掲げるイズミ株式に係る取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、35,100 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 34,900 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (5,530 円) で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 300 株を加えた 35,200 株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (35,100 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned}
& (5,540 \text{ 円} \times 14,000 \text{ 株} + 5,560 \text{ 円} \times 21,100 \text{ 株}) \\
- & (5,530 \text{ 円} \times 6,000 \text{ 株} + 5,540 \text{ 円} \times 3,600 \text{ 株} + 5,550 \text{ 円} \times 25,500 \text{ 株}) \\
= & 227,000 \text{ 円}
\end{aligned}$$

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量 (35,200 株) が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 (35,100 株) を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格 (5,580 円) に当該超える数量 100 株 (買付け等の数量 35,200 株－売付け等の数量 35,100 株) を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額
- $$\begin{aligned} & (5,580 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & - (5,550 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) \\ & = 3,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額 230,000 円となる。

(5) 別表に掲げる大成建設株式に係る取引について

ア 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は 40,300 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 35,400 株であることから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (35,400 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
- $$\begin{aligned} & (3,890 \text{ 円} \times 6,600 \text{ 株} + 3,900 \text{ 円} \times 4,100 \text{ 株} + 3,905 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株} \\ & + 3,910 \text{ 円} \times 23,500 \text{ 株}) \\ & - (3,885 \text{ 円} \times 4,300 \text{ 株} + 3,895 \text{ 円} \times 3,500 \text{ 株} + 3,905 \text{ 円} \times 27,600 \text{ 株}) \\ & = 119,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量 (40,300 株) が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 (35,400 株) を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最高の価格のうち最

も高い価格（4,180円）に当該超える数量4,900株（買付け等の数量40,300株－売付け等の数量35,400株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (4,180 \text{ 円} \times 4,900 \text{ 株}) \\ & - (3,885 \text{ 円} \times 4,900 \text{ 株}) \\ & = 1,445,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額1,564,500円となる。

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、1,560,000円となる。

(6) 別表に掲げるAGC株式に係る取引について

ア 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、88,100株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量86,200株に、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（3,740円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に売付けをしている有価証券の数量4,700株を加えた90,900株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（88,100株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (3,740 \text{ 円} \times 38,400 \text{ 株} + 3,745 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株} + 3,770 \text{ 円} \times 14,000 \text{ 株} \\ & \quad + 3,775 \text{ 円} \times 11,700 \text{ 株} + 3,780 \text{ 円} \times 21,500 \text{ 株}) \\ & - (3,735 \text{ 円} \times 26,500 \text{ 株} + 3,740 \text{ 円} \times 3,800 \text{ 株} + 3,745 \text{ 円} \times 3,500 \text{ 株} \\ & \quad + 3,750 \text{ 円} \times 7,100 \text{ 株} + 3,770 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} + 3,775 \text{ 円} \times 37,200 \text{ 株}) \\ & = 144,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（90,900株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（88,100株）を超えていることから、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第67条

の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格(3,088円)に当該超える数量2,800株(売付け等の数量90,900株－買付け等の数量88,100株)を乗じて得た額を控除した額

$$\begin{aligned} & (3,775 \text{ 円} \times 2,800 \text{ 株}) \\ & - (3,088 \text{ 円} \times 2,800 \text{ 株}) \\ & = 1,923,600 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額2,067,600円となる。

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、2,060,000円となる。

(7) 別表に掲げる小糸製作所株式に係る取引について

ア 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、35,700株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量32,600株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(4,935円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量600株を加えた33,200株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(33,200株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (4,940 \text{ 円} \times 1,600 \text{ 株} + 4,945 \text{ 円} \times 22,400 \text{ 株} + 4,950 \text{ 円} \times 9,200 \text{ 株}) \\ & - (4,935 \text{ 円} \times 600 \text{ 株} + 4,940 \text{ 円} \times 20,000 \text{ 株} + 4,945 \text{ 円} \times 11,400 \text{ 株} \\ & \quad + 4,950 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株}) \\ & = 138,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(35,700株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(33,200株)を超えていることから、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格(4,740円)

に当該超える数量 2,500 株（売付け等の数量 35,700 株－買付け等の数量 33,200 株）を乗じて得た額を控除した額

$$\begin{aligned} & (4,945 \text{ 円} \times 1,200 \text{ 株} + 4,950 \text{ 円} \times 1,300 \text{ 株}) \\ & - (4,740 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株}) \\ & = 519,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額 657,000 円となる。

イ 法第 176 条第 2 項の規定により、上記アで計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、650,000 円となる。

(8) 上記、(1)ないし(7)により算定した額の合計

$$\begin{aligned} & 670,000 \text{ 円} + 720,000 \text{ 円} + 1,090,000 \text{ 円} + 230,000 \text{ 円} + 1,560,000 \text{ 円} \\ & + 2,060,000 \text{ 円} + 650,000 \text{ 円} \\ & = 6,980,000 \text{ 円となる。} \end{aligned}$$

(別表)

## 違反行為状況

### 1. 住友大阪セメント株式会社

(単位:株)

違反行為期間		口座名義	証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)			売付	買付	売付	買付
平成30年12月12日 午後1時37分28秒	平成30年12月12日 午後1時46分17秒	A	B証券	12,800	8,300	30,300	30,700

### 2. 九州旅客鉄道株式会社

(単位:株)

違反行為期間		口座名義	証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)			売付	買付	売付	買付
平成30年12月20日 午前9時12分24秒	平成30年12月20日 午前9時22分32秒	A	B証券	32,400	36,100	43,000	40,400

### 3. 株式会社バンダイナムコホールディングス

(単位:株)

違反行為期間		口座名義	証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)			売付	買付	売付	買付
平成31年1月10日 午前9時16分45秒	平成31年1月10日 午後2時3分49秒	A	B証券	32,300	31,000	62,000	58,400

### 4. 株式会社イズミ

(単位:株)

違反行為期間		口座名義	証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)			売付	買付	売付	買付
平成31年2月5日 午前10時6分16秒	平成31年2月5日 午前10時17分15秒	A	C証券	14,000	200	35,100	34,900

### 5. 大成建設株式会社

(単位:株)

違反行為期間		口座名義	証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)			売付	買付	売付	買付
令和元年6月28日 午前9時9分25秒	令和元年6月28日 午前9時53分44秒	E	D証券	37,500	64,300	35,400	40,300

### 6. AGC株式会社

(単位:株)

違反行為期間		口座名義	証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)			売付	買付	売付	買付
令和元年7月1日 午前9時57分28秒	令和元年7月1日 午後1時48分21秒	E	D証券	107,100	52,500	86,200	88,100

### 7. 株式会社小糸製作所

(単位:株)

違反行為期間		口座名義	証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)			売付	買付	売付	買付
令和元年8月21日 午前10時51分33秒	令和元年8月21日 午前11時4分39秒	F	B証券	17,900	11,200	35,700	32,600